

兵庫県公報

令和6年12月17日 火曜日 第576号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

| | ページ |
|---|-----|
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課） | 1 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び変更の届出（同） | 2 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同） | 3 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同） | 3 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更の届出（同） | 3 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同） | 4 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 土地改良区の定款の変更認可（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 家畜伝染病の発生（畜産課） | 6 |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課） | 6 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 6 |
| ○ 洲本都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課） | 7 |
| ○ 尼崎西宮芦屋港港湾計画の変更（港湾課） | 7 |
| ○ 道路の位置指定（但馬県民局） | 10 |

公 告

| | |
|------------------------------|----|
| ○ 落札者等の公示（川西子ども家庭センター） | 11 |
| ○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課） | 11 |
| ○ 同 上（同） | 11 |
| ○ 落札者等の公示（物品管理課） | 12 |

病 院 局 公 告

| | |
|--------|----|
| ○ 入札公告 | 12 |
| ○ 同 上 | 15 |
| ○ 同 上 | 17 |
| ○ 同 上 | 20 |

告 示

兵庫県告示第1095号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|------------------------|-----------|
| 芦屋ウィメンズクリニック | 芦屋市大原町5-19 4階 | 令和6年11月1日 |
| 芦屋ファミリークリニック形成外科皮膚科 | 同 市公光町11-8 芦屋宝盛館ビル西棟1階 | 同 年10月1日 |
| 日本調剤 芦屋駅前薬局 | 同 市大原町5-19 芦屋大原町医療ビル1階 | 同 年11月1日 |
| 宝塚ふじいクリニック | 宝塚市中州1-1-1 アピアきた2階 | 同 |
| ともつ耳鼻科・アレルギークリニック | 同 市中筋6-16-6 | 同 |
| キリン薬局 中山寺店 | 同 市中筋6-16-7 | 同 |
| 羽衣訪問看護ステーション宝塚 | 同 市南口1-8-30 | 同 |
| プラチナ薬局 久代店 | 川西市久代1-25-27 | 令和6年10月1日 |
| リフモ訪問看護ステーション | 同 市西多田1-1-3 クレインビル2階 | 同 年8月1日 |
| 訪問看護ステーション ココノネ | 丹波市市島町市島117-32 | 同 年10月1日 |
| 訪問看護ステーション Rin | たつの市龍野町堂本35-14 | 同 |
| いぶき薬局 | 加古郡稲美町国岡3-5-1 | 同 |



兵庫県告示第1096号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 |
|---------------------|----------------|
| 芦屋ファミリークリニック形成外科皮膚科 | 芦屋市公光町9-6 |
| 訪問看護ステーション ホープス | 伊丹市若菱町2-45 |
| 社会医療法人社団 正峰会 生野医院 | 西脇市野村町1257-1 |
| スギ薬局 宝塚調剤店 | 宝塚市鶴の荘3-6 |
| プラチナ薬局 久代店 | 川西市久代1-25-27 |
| いぶき薬局 | 加古郡稲美町国岡2-9-14 |

2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 変更内容 |
|----------------------|--------------|------|
| つつじ薬局 尾上 | 加古川市尾上町池田774 | 名称 |
| 医療法人彩樹 宝塚消化器内視鏡クリニック | 宝塚市南口1-8-26 | 同上 |

兵庫県告示第1097号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 |
|-------|--------------|
| 一貫堂薬局 | 西脇市野村町1257-1 |

兵庫県告示第1098号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------------------------------|-----------------|----------------------|-----------|
| イオン薬局川西店 | 川西市小花1-6-13 イオンリカー&ビュー ティ-川西店2F | イオンリテール株式会 社 | 千葉県千葉市美浜区 中瀬1-5-1 | 令和6年9月20日 |
| 特別養護老人ホームし いの木荘 | 美方郡香美町香住区森 61-1 | 社会福祉法人香寿会 | 美方郡香美町香住区 森61-1 | 同 年10月25日 |

兵庫県告示第1099号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更の届出があった。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 変更内容 |
|--------------------|---------------------------|--------------------|-------------|-------|
| ディサービスこころね (心音) | 伊丹市南野3-7-5 デュウエル酒井102号 | 有限会社ケア・サポー ト・モリ | 伊丹市南野1-4-30 | 事業所名称 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 所在地 |

兵庫県告示第1100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

| 施術者の氏名 | 施術者の住所又は施術所及び所在地 | 指定年月日 |
|--------|-----------------------|-----------|
| 山矢 将 | 伊丹市池尻1-196パストラル昆陽206号 | 令和6年10月1日 |
| 山田 成美 | 加東市大畑605 | 同 年11月1日 |



兵庫県告示第1101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

森津土地改良区

退任役員

| | | |
|-------|---------|------------|
| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
| 理 事 | 成 田 市 雄 | 豊岡市森津878番地 |

就任役員

| | | |
|-------|---------|------------|
| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
| 理 事 | 成 田 智 輝 | 豊岡市森津878番地 |



兵庫県告示第1102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

市原土地改良区

退任役員

| | | |
|-------|---------|------------------|
| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
| 理 事 | 岡 田 智 之 | 洲本市中川原町市原777番地 |
| 同 | 高 田 佳 秀 | 同 市中川原町市原437番地 |
| 同 | 三 澤 祥 孝 | 同 市中川原町市原435番地 |
| 同 | 鰭 岡 末 廣 | 同 市中川原町市原706番地 |
| 同 | 大 下 正 司 | 同 市中川原町市原570番地 |
| 同 | 高 田 雅 之 | 同 市中川原町市原648番地 |
| 同 | 前 川 勉 | 同 市中川原町市原443番地 |
| 監 事 | 市 岡 修 二 | 同 市中川原町市原750番地 1 |
| 同 | 山 岡 一 輝 | 同 市中川原町市原456番地 1 |

就任役員

| | | |
|-------|---------|----------------|
| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
| 理 事 | 岡 田 智 之 | 洲本市中川原町市原777番地 |
| 同 | 高 田 佳 秀 | 同 市中川原町市原437番地 |

| | | | |
|-----|---------|---|----------------|
| 同 | 三 澤 祥 孝 | 同 | 市中川原町市原435番地 |
| 同 | 鱒 岡 末 廣 | 同 | 市中川原町市原706番地 |
| 同 | 大 下 正 司 | 同 | 市中川原町市原570番地 |
| 同 | 高 田 雅 之 | 同 | 市中川原町市原648番地 |
| 監 事 | 市 岡 修 二 | 同 | 市中川原町市原750番地 1 |
| 同 | 山 岡 一 輝 | 同 | 市中川原町市原456番地 1 |



兵庫県告示第1103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

成相土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------------|
| 理 事 | 高 田 尚 | 南あわじ市八木大久保154番地 |
| 同 | 柏 木 滋 夫 | 同 市八木養宜上199番地 |
| 同 | 赤 松 茂 寿 | 同 市八木養宜中344番地 2 |
| 同 | 出 口 敏 昭 | 同 市八木鳥井189番地 |
| 同 | 轟 孝 博 | 同 市八木鳥井312番地 2 |
| 同 | 川 口 清 弘 | 同 市八木徳野33番地 |
| 同 | 田 村 典 久 | 同 市八木立石15番地 |
| 同 | 田 村 忠 靖 | 同 市八木国分287番地 |
| 同 | 塚 本 信 | 同 市八木新庄653番地 |
| 同 | 前 田 達 夫 | 同 市榎列下幡多570番地 |
| 監 事 | 小 池 崇 之 | 同 市八木大久保16番地 1 |
| 同 | 前 田 重 穂 | 同 市八木鳥井285番地 |
| 同 | 入 谷 訓 弘 | 同 市八木立石150番地 |
| 同 | 細 川 満 | 同 市八木養宜上1561番地 1 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------------|
| 理 事 | 原 田 佳 典 | 南あわじ市八木大久保165番地 |
| 同 | 中 川 智 博 | 同 市八木養宜上295番地 |
| 同 | 片 桐 千 尋 | 同 市八木養宜中228番地 |
| 同 | 荒 木 富士男 | 同 市八木鳥井472番地 |
| 同 | 轟 孝 博 | 同 市八木鳥井312番地 2 |
| 同 | 村 中 隆 文 | 同 市八木徳野10番地 |
| 同 | 眞 野 幹 大 | 同 市八木立石140番地 |
| 同 | 眞 野 文 夫 | 同 市八木国分18番地 2 |
| 同 | 中 田 喜 和 | 同 市八木新庄282番地 |
| 同 | 前 田 達 夫 | 同 市榎列下幡多570番地 |
| 監 事 | 柏 木 滋 夫 | 同 市八木養宜上199番地 |
| 同 | 藤 本 誠 志 | 同 市八木野原302番地 2 |
| 同 | 前 田 宗 夫 | 同 市榎列下幡多349番地 1 |
| 同 | 橋 本 浩 嗣 | 同 市八木養宜上1114番地 1 |



兵庫県告示第1104号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| | |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
| 森津土地改良区 | 令和6年11月1日 |



兵庫県告示第1105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| | |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
| 市原土地改良区 | 令和6年10月7日 |



兵庫県告示第1106号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。
令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| | |
|----------------------|------------------|
| 1 家畜伝染病の種類 | ヨーネ病 |
| 2 家畜の種類 | 山羊、緬羊 |
| 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数 | 患畜 5頭（山羊3頭、緬羊2頭） |
| 4 発生場所 | 淡路市 |
| 5 発生日 | 令和6年11月28日 |
| 6 その他参考となるべき事項 | リアルタイムPCR検査により発見 |



兵庫県告示第1107号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
伊丹市昆陽池一丁目88番、89番、90番、91番、92番、94番、97番2及び99番3の各一部
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年12月17日から供用を開始する。
その関係図面は、令和6年12月17日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-----------------|---|----|-----------------|--------------|----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 県道 東鯨崎網干停車場線 | たつの市龍野町堂本字八向田122—1から 同 市龍野町堂本字八向田158—3まで | 旧 | 4.0から 4.0まで | 34.0 | |
| | | 新 | 4.0から 6.0まで | 34.0 | |



兵庫県告示第1109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
洲本都市計画下水道事業 洲本市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和57年11月12日から令和7年3月31日まで
変更後 昭和57年11月12日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第1110号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた尼崎西宮芦屋港港湾計画を次のとおり変更した。

令和6年12月17日

尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 尼崎西宮芦屋港港湾計画の変更の概要
平成18年兵庫県告示第255号によりその概要を告示した尼崎西宮芦屋港港湾計画について、令和10年代後半における取扱貨物量を896万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

ア 航路

| 地区名 | 名称 | 水深 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|------|--------------|--------------|
| 東海岸町沖 | 尼崎航路 | 12 | 220（うち220既設） |

イ 泊地

| 地区名 | 水深 (メートル) | 面積 (ヘクタール) |
|-----|--------------|---------------|
| 末 広 | 9 | 2 |

ウ 航路・泊地

| 地区名 | 水深 (メートル) | 面積 (ヘクタール) |
|-----|--------------|---------------|
| 末 広 | 9 | 14 |

(2) 係留施設計画

| 地区名 | 水深 (メートル) | バース数又は 延長又は基数 | 用途 |
|-----|--------------|------------------|-------|
| 末 広 | 9 | 440メートル | 一般貨物用 |

(3) 臨港交通施設計画

| 名称 | 起 点 | 終 点 | 車線数 |
|-------|--------|--------|-----|
| 尼崎臨海線 | 市道道意線 | 県道尼崎港線 | 2 |
| 末広1号線 | 末広地区埠頭 | 市道東扇町線 | 2 |

(4) 港湾環境整備施設計画

緑地

| 地区名 | 面積 (ヘクタール) |
|-----|---------------|
| 末 広 | 1 |
| 扇 町 | 2 |

(5) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

(単位：ヘクタール)

| 地区名 \ 用途 | 用途 | | | | | |
|-----------|------------|------------|----------|------------|------------|------------|
| | 埠頭用地 | 港湾関連 用地 | 工業用地 | 都市機能 用地 | 交通機能 用地 | 緑 地 |
| 東 海 岸 町 | | | | | | |
| 東 海 岸 町 沖 | | (12) 12 | (6) 6 | | | (10) 10 |
| 東 浜 | | | | | | |
| 鶴 町 | | | | | | |
| 末 広 | (17) 17 | (6) 6 | | | (1) 1 | (1) 1 |

| | | | | | | |
|------|----------|--|--|----------|--|----------|
| 扇町 | | | | | | |
| 丸島 | | | | | | |
| 鳴尾 | (1) 1 | | | | | |
| 甲子園浜 | | | | (1) 1 | | |
| 甲子園 | | | | | | |
| 浜町 | | | | | | (1) 1 |
| 西宮 | | | | | | |
| 前浜 | | | | | | |
| 芦屋沖 | | | | | | |

()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数

イ 土地利用計画

(単位：ヘクタール)

| 用途 地区名 | 埠頭用地 | 港湾関連 用地 | 交流厚生 用地 | 工業用地 | 都市機能 用地 | 交通機能 用地 | 緑地 |
|-----------|------------|------------|------------|--------------|------------|------------|------------|
| 東海岸町 | (9) 9 | | | (190) 190 | 3 | (3) 7 | (3) 3 |
| 東海岸町沖 | (15) 15 | (40) 40 | | (40) 40 | | (6) 6 | (13) 13 |
| 東浜 | | | | (76) 76 | | | |
| 鶴町 | | | | (80) 80 | | 1 | (2) 2 |
| 末広 | (17) 17 | (6) 6 | | (40) 40 | | (1) 6 | (1) 1 |
| 扇町 | | | | (60) 60 | 18 | 7 | (12) 31 |
| 丸島 | | | | (56) 56 | 48 | 2 | (1) 1 |
| 鳴尾 | (4) 4 | (30) 30 | | | 84 | (3) 11 | (2) 16 |
| 甲子園浜 | (4) 4 | (5) 5 | | | (1) 1 | (2) 2 | (7) 7 |
| 甲子園 | (19) 19 | | | | 27 | (4) 12 | (10) 10 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|------------|------------|------------|----|-----------|-----------|
| 浜町 | (1) 1 | (6) 6 | | (25) 25 | | (1) 1 | (1) 1 |
| 西宮 | (15) 15 | (16) 16 | (16) 16 | | 70 | (4) 14 | (2) 16 |
| 前浜 | | | | | | | 11 |
| 芦屋沖 | | | (37) 37 | | 56 | (4) 14 | (6) 19 |

()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数

(6) その他の計画

ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

| 地区名 | 港湾施設 |
|-----|--|
| 末広 | 岸壁 水深9メートル 2バース、泊地 水深9メートル、航路・泊地 水深9メートル、臨港道路尼崎臨海線、臨港道路末広1号線 |

イ 大規模地震対策施設計画

| 地区名 | 港湾施設 |
|-------|-------------------------------|
| 東海岸町沖 | 臨港道路東海岸町沖2号線、臨港道路東海岸町沖3号線 |
| 末広 | 水深9メートル 岸壁 2バース、臨港道路末広1号線 |
| 鳴尾 | 臨港道路鳴尾1号線、臨港道路鳴尾2号線、臨港道路鳴尾3号線 |
| 西宮 | 臨港道路札場筋線 |

ウ 橋梁の桁下空間

| 橋梁名(仮称) | 桁下空間 |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 尼崎臨海橋 (臨港道路 尼崎臨海線) | 中央部 幅200メートル 高さ N.H.H.W.L.+25メートル |

(備考) N.H.H.W.L.は略最高高潮面であり、D.L.+1.95メートルとする

2 変更後の港湾計画の縦覧場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県土木部港湾課



兵庫県告示第1111号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号 | 指定年月日 (令和年月日) | 位置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------------------|--------------|--------------|
| 第R05但馬位置 0012号 | 6.12.6 | 豊岡市日高町祢布字北構1184番1の一部、1185番1の一部 | 5.00 | 32.30 |

公 告

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年12月17日

契約担当者

兵庫県川西子ども家庭センター所長 山元浩司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県川西子ども家庭センター一時保護所県庁WAN機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県川西子ども家庭センター 川西市火打1丁目12番16号キセラ川西プラザ3階
- 3 落札者を決定した日
令和6年12月2日
- 4 落札者の名称及び住所
西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番N T T神戸中央ビル
- 5 落札金額（税込）
4,682,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年11月19日



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）V・drug大塩店
所在地 姫路市大塩町宮前4番地
- 2 法第8条第1項の規定により姫路市から述べられた意見の概要
 - (1) 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正に保管すること。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、委託基準を遵守すること。
 - (2) 附帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づく手続を行うこと。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和6年12月17日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）ダイレックス川西山下店
所在地 川西市見野三丁目105番6ほか

- 2 法第8条第1項の規定により川西市から述べられた意見の概要
 - (1) 工事着手前に地元自治会、付近住民等に対し、説明を十分に行われたい。
 - (2) 工事敷地内の事故等により環境への影響が著しいものとなるおそれがある場合、直ちに川西市市民環境部環境政策課に通報するとともに、その影響を防止し、速やかに復旧するよう努められたい。
 - (3) 工事車両の通行等について、通行経路周辺の民家等に対して、騒音・振動等の影響を軽減するよう努められたい。
 - (4) 事業系のごみについて、事業者の責任において適正に処理されたい。
 - (5) 事業系ごみの減量（事業系一般廃棄物減量化計画書の提出等）やリサイクルの推進、クリーンアップ活動への参加に協力されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和6年12月17日から1月間



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年12月17日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立学校校務用パソコン等一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年11月29日
- 4 落札者の名称及び住所
NTT・TCリース株式会社 神戸支店 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
- 5 落札金額
6,765,220円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年10月22日

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年12月17日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立西宮病院長 野口眞三郎

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量
県立西宮病院施設の清掃業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、令和8年度上期の新病院開院まで契約延長する

予定

(4) 履行場所

県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。
- (3) 一般社団法人医療関連サービス振興会認定事業者(院内清掃)であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (5) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- (8) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。
- (9) 過去5年以内に1年以上継続して手術室及び集中治療室を有する一般病床300床以上の病院で清掃等業務の実績があること。
- (10) 個人情報に接する可能性が高いことから、個人情報保護の体制が整った者であること。
- (11) 業務上生じた自らの責任に起因する損害に対し、十分な補償能力を有していること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9

県立西宮病院総務部経理課 電話(0798)34-5151 内線3208

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間

令和6年12月17日(火)から令和7年1月9日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

- (4) 入札・開札の日時及び場所

令和7年1月31日(金)10時00分 県立西宮病院3号棟4階中会議室

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年1月30日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年1月

29日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年4月1日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. noguchi, Director of Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

(9) 業務上生じた自らの責任に起因する損害に対し、十分な補償能力を有していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒669-3495 丹波市氷上町石生2002-7

県立丹波医療センター総務部経理課

電話 (0795) 88-5200 内線1323

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間

令和6年12月17日(火)から令和7年1月9日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和7年1月31日(金)午後1時30分 県立丹波医療センター3階中会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年1月30日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年1月29日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和7年4月1日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

兵庫県立がんセンター総合施設管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日(火)から令和9年3月31日(水)まで。ただし、新病院移行時期の変更があった場合は、当初の契約書及び仕様書等の条件を変更しないことを前提に、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用基準等(平成17年3月10日会第2574号の2)に基づき、残存期間を更新する場がある。(長期継続契約できる期間が3年以下となる令和10年3月31日までの期間)

(4) 履行場所

兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13番70号

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 上記(1)の名簿に「建物保守管理」、「設備保守管理」、「清掃」及び「警備」を希望業種として登録されている者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。

(7) 入札説明書で定める仕様書の内容(清潔区域の清掃を含む。)を履行する能力があることを証明できる者であること。

(8) 個人情報保護の体制が整った者であること。

(9) 業務上生じた自らの責任に起因する損害に対し、十分な補償能力を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒673-8558 明石市北王子町13番70号

兵庫県立がんセンター総務部経理課

電話 (078) 929-1151

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間

令和6年12月17日(火)から令和7年1月9日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和7年1月31日(金)午後2時 兵庫県立がんセンター 別館2階研修室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条

第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年1月30日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年1月29日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。なお、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号。以下「会計規程」という。）第78条第1項第3号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、会計規程第95条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年4月1日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

シ 契約金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒673-8558 兵庫県明石市北王子町13番70号
兵庫県立がんセンター総務部経理課
電話 078-929-1151（代） 内線210
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
令和6年12月17日（火）から令和7年1月10日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和7年1月31日（金）午後3時 場所は入札説明書に明示する。
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年1月30日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年1月29日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を令和7年1月10日（金）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. tominaga, Director of Hyogo Cancer Center

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Dispensing support robot system, 1set

(3) Delivery period:

Mar. 31, 2025

(4) Delivery place:

Hyogo Cancer Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 Jan. 10, 2025

(6) Deadline for tender:

17:00 Jan. 30, 2025 by mail

15:00 Jan. 31, 2025 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Cancer Center

13-70, Kitaougi-cho, Akashi-City, Hyogo Prefecture 673-8558

TEL (078)929-1151 extension 210